

「個別の教育支援計画」を活用しましょう！

- 特別支援学校や特別支援学級などでは、障害のある幼児・児童・生徒の学習上や生活上の困難さに対して、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業まで一貫した支援をするため、家庭や医療機関、福祉機関などと連携して、様々な側面からの教育的な取組みを示した「個別の教育支援計画」の作成と活用を進めています。
- さらに「個別の教育支援計画」に基づき、より具体的な指導の目標や指導内容、配慮事項などを示した「個別の指導計画」を立て、きめ細やかな指導をしています。
- 生徒の皆さんは、中学校等で進路先やこれからの学校生活のあり方を決めていく際には、これらの計画を基に、保護者・担任の先生、支援機関の方と相談をしましょう。

特別支援学校の様子を知るための情報は？

- 各特別支援学校のホームページを御覧ください。
静岡県教育委員会のホームページから入ることもできます。
また、学校公開や行事等を見学することも参考になります。

〇〇特別支援学校

検索

静岡県教育委員会公式 X

公式Xでは、県立学校の魅力やイベント情報を随時発信しています。皆さんが知らなかった学校の魅力を発見してください。



県立特別支援学校(高等部)の連絡先一覧

☆は知的障害と肢体不自由の重複学級設置校

区分	特別支援学校名	住所	電話番号	FAX番号	備考
視覚	浜松視覚特支	浜松市中央区葵西五丁目9-1	(053)436-1261	(053)438-2876	
	浜松視覚特支沼津分室	沼津市米山町6-20	(055)921-2099	(055)921-5104	沼津視覚特支内
	浜松視覚特支静岡分室	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	(054)283-7300	(054)282-8919	静岡視覚特支内
聴覚	沼津聴覚特支	沼津市泉町4-1	(055)921-3398	(055)923-5327	
知的	伊豆の国特支	伊豆の国市寺家235	(055)949-0001	(055)949-0100	
	伊豆の国特支伊豆松崎分校☆	賀茂郡松崎町桜田188	(0558)43-2737	(0558)43-2738	松崎高校内
	御殿場特支☆	御殿場市神山1553-3	(0550)87-8200	(0550)87-8211	
	御殿場特支小山分校	駿東郡小山町竹之下369	(0550)76-7700	(0550)76-7711	小山高校内
	沼津特支	沼津市大塚823-1	(055)966-0980	(055)967-5704	
	沼津特支伊豆田方分校	田方郡函南町塚本961	(055)970-2520	(055)970-2521	田方農業高校内
	沼津特支愛鷹分校	沼津市岡一色875	(055)943-5177	(055)922-0200	沼津城北高校内
	富士特支☆	富士市大淵3773-1	(0545)36-2345	(0545)36-2397	
	富士特支富士宮分校	富士宮市宮北町233	(0544)29-7234	(0544)23-2223	富士宮北高校内
	富士特支富士東分校	富士市今泉2921	(0545)21-2002	(0545)21-2007	富士東高校内
	清水特支	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	(054)368-6800	(054)366-5600	
	静岡北特支	静岡市葵区漆山796	(054)245-8191	(054)245-9983	
	静岡北特支南の丘分校	静岡市駿河区有東三丁目4-17	(054)266-7787	(054)288-5565	駿河総合高校内
	藤枝特支☆	藤枝市前島2281-1	(054)636-1891	(054)636-3241	
	藤枝特支焼津分校	焼津市焼津五丁目5-2	(054)628-8111	(054)628-8115	焼津水産高校内
	吉田特支☆	榛原郡吉田町片岡2130	(0548)23-9871	(0548)33-3580	
	掛川特支☆	掛川市杉谷南一丁目1-2	(0537)29-6791	(0537)23-3555	
	掛川特支御前崎分校	御前崎市池新田2907-1	(0537)85-7400	(0537)85-3435	池新田高校内
	袋井特支☆	袋井市高尾2753-1	(0538)43-6611	(0538)43-6789	
	袋井特支磐田見付分校	磐田市見付2031-2	(0538)39-1800	(0538)36-3200	磐田北高校内
	浜北特支☆	浜松市浜名区西中瀬二丁目3-1	(053)580-3377	(053)588-3100	
	浜松特支	浜松市中央区江之島町1266-2	(053)425-7461	(053)425-6410	
	浜松特支城北分校	浜松市中央区住吉五丁目16-1	(053)415-9061	(053)415-9062	浜松城北工業高校内
	浜松みをつくし特支	浜松市浜名区細江町広岡1	(053)424-5890	(053)523-0088	
	浜名特支☆	湖西市新居町浜名1855-71	(053)594-5658	(053)594-6990	
	東部特支伊豆高原分校☆	伊東市吉田748-1	(0557)44-0077	(0557)44-0081	伊豆伊東高校内
肢体	東部特支	伊豆の国市寺家246-1	(055)949-2309	(055)949-6182	
	中央特支	静岡市葵区漆山777	(054)246-5504	(054)247-6929	
	西部特支	浜松市中央区根洗町597-1	(053)436-1370	(053)437-9098	
病弱	天竜特支	浜松市天竜区渡ヶ島201-2	(053)926-2255	(053)926-2278	

※令和8年4月、するが視覚総合特別支援学校(静岡市)、浜松特別支援学校江之島分校(浜松市)開校予定

発行(令和7年4月) 静岡県教育委員会 特別支援教育課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号 電話: 054-221-2942 F A X : 054-221-3558
○教育委員会ホームページ: <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>



将来を見すえた 進路のために

県立特別支援学校高等部進学用



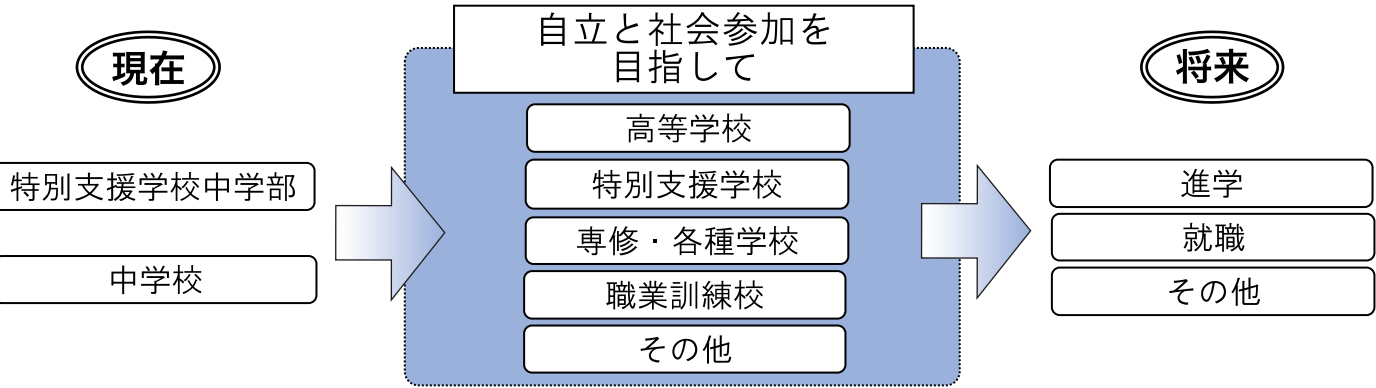
○特別支援学校では、見ることや聞くこと、運動・動作に不自由がある、知的に障害がある、病気などの理由で体が弱い状態にあるなど、学習上や生活上の配慮が必要な子どもたちが学んでいます。

○特別支援学校高等部では、生徒それぞれの自立と社会参加をめざして、作業学習などの体験的学習を中心に障害の特性に応じた教育を行っています。

静岡県教育委員会

あなたがめざす進路とは？

中学校卒業後の進路はさまざまです。これまでの学習や生活体験の中で考えてきた、これからの希望や自分のもっている力などを見つめ直し、自分の適性をしっかり見極めることが重要です。



特別支援学校と高等部教育

区分	対象者（学校教育法施行令第22条の3）	教育内容
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	・高等学校に準じた教育 ・文字拡大装置などの教材教具を活用 ・専攻科（あん摩・はり・きゅう）における専門教育※ ※ 専攻科は高等学校又は特別支援学校高等部を卒業した方が対象です
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	・高等学校に準じた教育 ・コミュニケーション手段の獲得と活用能力の向上 ・専門教育（情報）
知的障害	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ②知的発達の遅滞の程度が①に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	・職場実習などをとおして、自立と社会参加を目指す教育 ・職業生活や家庭生活に必要な知識・技能や態度の育成
肢体不自由	①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ②肢体不自由の状態が①に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	・高等学校に準じた教育 ・職業生活や家庭生活に必要な知識・技能や態度の育成 ・日常生活に必要とされる基本的な動作やコミュニケーション能力の向上
病弱	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	・高等学校に準じた教育 ・病気回復のための知識や習慣の獲得

県立特別支援学校高等部へ入学するまでの流れ

特別支援学校高等部の募集定員は、高等部への入学を希望する中学校3年生や、特別支援学校中学部3年生の人数に応じて、毎年決定しています。県教育委員会では、5～7月に各特別支援学校で行う進路相談や体験入学を通じて、あなたや保護者の進路希望を確認しています。

～5月頃

在籍している学校での進路相談

- ・今後の進路について、本人・保護者・在籍している学校の担任の先生と「個別の教育支援計画」を基に話し合い、検討します。

5～7月

特別支援学校での進路相談・体験入学

- （※実施日は学校で異なります。）
- ・「個別の教育支援計画」などに基づいて、特別支援学校の先生と進路相談をします。
- ・特別支援学校高等部での学習や生活を体験します。



【重要】



進路相談・体験入学の注意事項

- ・特別支援学校高等部への進学を希望している場合には各特別支援学校が定める期間内に、進路を希望する各特別支援学校の進路相談・体験入学を必ず受けてください。（5～7月）
- ・特別な事情により各校における相談日に進路相談や体験入学を受けることができなかった場合は、各特別支援学校に相談の上、期日までに受けるようにしてください。

5～9月

在籍している学校での進路相談

- ・特別支援学校での進路相談や体験入学などに基づいて、進路希望先を決定します。

11～12月

募集定員の公表

- ・特別支援学校高等部の募集定員を、進路相談や体験入学の状況を基に、県教育委員会が決定し、公表します。

1～3月

入学者選考検査の受検

（※実施日は学校で異なります。）

1～3月

合格発表

（※実施日は学校で異なります。）

